

富士海岸「海岸協力団体」募集要項

沼津河川国道事務所

1 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

2 海岸協力団体の活動

(1) 海岸協力団体として特に期待している具体的な活動内容

海岸法第23条の4のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ①海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
 - ・海岸（堤防含む）の清掃、植栽 等
- ②海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・海岸保全施設の安全利用点検 等
 - ・不法行為の監視、海岸利用状況の把握 等
- ③海岸保全区域の管理に関する調査研究
 - ・希少動植物調査 等
- ④海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・海岸の安全利用講習、環境教育 等
- ⑤上記に掲げる業務に付帯する業務
 - ・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・富士海岸（沼津港の西から富士川河口の東）の海岸保全区域（港湾区域を除く）なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外は、海岸協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

- （1）海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- イ）法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ロ）直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ハ）指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- ニ）法人等の監査報告書又は収支計算書
- ホ）法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- ヘ）3申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約出来る書類
- ト）その他、海岸管理者等が必要と認める書類

※海岸管理者等（海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長）

- （2）申請に当たっての留意事項

- イ）提出された書類は、返却しません。
- ロ）申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ハ）提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

令和6年10月7日（月）から令和6年11月8日（金）まで

6 提出先

- （１）以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒410-8567
静岡県沼津市下香貫外原 3244-2
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 工務第一課
TEL 055-934-2005

7 審査方法

- （１）審査方法
海岸協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。
- （２）審査基準
- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
- （ア）継続性：直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。
- （イ）公共性：前号の活動が、海岸管理者又は法第6条第2項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）第7条第3項、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第13条第3項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第48条第3項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長（以下「海岸管理者等」という。）（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。以下この号において同じ。）から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であるこ

と。

- (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理(港湾区域若しくは港湾隣接地域又漁港区域と重複する区域にあつては、港湾管理又は漁港管理を含む。)に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる判断基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：海岸管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域(海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等)との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、4 申請書類に基づき申請資格の確認があると審査会が認めた法人等からのヒアリングを実施する場合があります。

8 結果の通知

- (1) 海岸協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

- (2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

- (3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書

類を提出してください。

(4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告してください。

(5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合。
- イ 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〒410－8567

静岡県沼津市下香貫外原 3244-2

中部地方整備局 沼津河川国道事務所 工務第一課

TEL 055-934-2005

Eメール cbr-nmz-kouichi@mlit.go.jp